

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第25回電気料金審査専門小委員会

日時 平成27年4月21日（火）14：59～17：02

場所 経済産業省 本館17階国際会議室

1. 開会

○山崎電力市場整備課長

それでは定刻になりましたので、第25回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日もご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日も関西電力からは説明者といたしまして、岩根副社長にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

また、前々回、第23回までオブザーバーとしてご出席いただいております日本商工会議所の青山オブザーバーのご異動がございまして、今回から市川晶久産業政策第二部副部長にご出席いただいております。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。お手元の資料でございます。

まず資料1、2といたしまして、議事次第と委員名簿。資料3及びその別紙といたしまして、今回の査定方針案の案及び「国民の声」に対する回答（案）を配付させていただいております。その下に資料4としまして、廃炉に伴う費用に係る関西電力からの説明資料、資料5といたしまして前回の議事概要、資料6といたしまして飯田オブザーバーからのご提出資料を配付させていただいております。

加えて、参考資料といたしまして、消費者庁チェックポイントへの回答（案）を配付させていただいております。

資料の確認は以上でございます。

なお、今回も委員の皆様のお手元にタブレットをお配りさせていただいております。今までと同様、前回までの本関西電力の値上げ審査に係る資料を参照していただけるようになってございますので、議論の中において適宜ご参照いただければと思います。

また、Ustreamでライブ中継をご覧の方々におかれましては、先ほど全ての資料につきまして経済産業省のホームページにて公開をさせていただきましたので、そちらをご覧いただければと思います。

それでは、早速ですが、以後の議事進行を安念委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございます。それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日は、前回までの委員会での議論を踏まえまして、事務局が関西電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針（案）をまとめていただきました。それについて議論を行います。

2. 関西電力株式会社の電気料金値上げ申請に係る査定方針（案）について

○安念委員長

それでは早速ですが、査定方針（案）について事務局からご説明をお願いするんですが、その際、前回委員会で残った論点、すなわち、1、揚水発電、2、石炭火力発電、3、水力、新エネ、再エネ、それから4、取引所取引の取り扱いについて、私が事務局に複数の案をつくれるところはつくっていただいた上で、各委員の先生方に思いのたけ、ご意見を思いっきり述べていただいて、それを集約するという作業をしてもらいました。それらについて、前回の委員会から今日までの間に委員各位にご説明を申し上げた結果を踏まえて案をつくっていただきましたので、それをご説明いただきたいと存じます。

○山崎電力市場整備課長

ありがとうございます。それでは、お手元の資料3をご覧くださいと思います。関西電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案の案でございます。

この資料は、これまでの委員会の審議で結論の方向性が既に出ているものにつきましては、その内容に従いまして、さらにただいま委員長からご言及いただきましたように、前回委員会までに結論が出ず積み残しとなりました4つの論点につきましては、前回委員会から本日本までの間に全委員を個別に回らせていただきまして、そのご意見を集約した形で事務局案としてまとめさせていただきましたので、本案につきましてご審議をいただけたらと思います。

改めてまとめ直してみますと、昨年やっていたきました北電のときよりも多くの項目となっていることがわかります。説明にもちょっと時間がかかってしまいますが、簡潔にポイントを順に追っていきたいと思います。

それでは、まず2ページ、3ページ、「はじめに」でございます。

経緯でございます。

昨年12月24日付で関西電力から提出されました料金認可申請について審査を行っていただいた、こういうことでございます。第1回、第20回、全体で第20回になりますが、1月21日から本日本

で計6回の審議会を開催していただきました。

広く一般の意見をお聞きするために、第20回、第21回小委員会におきましては、自治体関係者、消費者団体、中小企業団体関係者を招きまして意見を聴取していただいております。さらには、2月25日の第22回小委員会におきましては、消費者庁からチェックポイントが提出されました。これらを踏まえながら審議は行われてございます。

さらに、3月3日には大阪にて公聴会を開催させていただきまして、さらに3月24日の第23回の委員会におきましては、公聴会に寄せられた意見が事務局から委員会にて報告をされました。さらに同委員会におきまして、「国民の声」に寄せられた生の意見を公表させていただきまして、それらを踏まえて審議をしていただいております。

最後のところでございますが、6回の委員会に加えまして委員の先生方におかれましては個別の審査を行っていただきました。

最後の行にありますように、委員の先生方から事務局等に対するヒアリングは延べ62回、約65時間実施をされたという実績でございます。

次のページでございます。

これらの経緯でございますが、これらを踏まえまして基本的な全体の考え方を改めて整理をさせていただいております。

5ページでございます。

今般の申請は、電気事業法の第19条第1項に基づく申請でございます。「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものである」と、こういった要件に合致して、さらに最大限の経営効率化を踏まえたものであるか、こういったことを審査する必要があるという基本的な視点でやっていただいているということでございます。

さらに、今回の申請は、いわゆる電変、電源構成変分認可制度に基づいて関西電力から申請をされたものについての審査でございました。ここににつきまして、北海道電力のときに本委員会においても整理をしていただいたその方針の枠組みを踏まえまして、今回の審査についても1番、2番という枠組みでやっていただいております。

審査の前提としまして、まず需要家にさらなる負担を求めるに当たりまして、「前提計画」として位置づけられている経営効率化計画がしっかりと経営効率化を反映したものであるか、その進捗状況、内容等を十分に確認するという入り口。

さらに、電変の直接の対象費目については、社会的、経済的事情の変動による電源構成の変動に基づいて、その原価のみが反映されているのかどうか、こういったことをご確認いただいたというのが基本的な考え方でございます。

以降、個別の費目、項目についてのまとめでございます。

次のページ以降、6ページ以降でございます。経営効率化でございます。

経営効率化につきましては、7ページ以降、特に9ページ以降から関西電力さんからこの委員会にてご表明いただきました経営効率化の概要について提示をさせていただいております。主には、2月2日の21回の委員会にてご提出、ご説明いただいた9ページから14ページまでの経営効率化の進捗状況、さらには15ページ目以降、3月24日の第23回の委員会にてご表明いただきました平成27年度の経営効率化計画の概要、これをもとにご審議、ご審査いただいていると、こういう形になってございます。

21ページでございます。

「公聴会」及び「国民の声」ということで、主な意見をこちらに掲載をさせていただいております。全てをご紹介いただくことはできませんが、2つ目のポツにありますように、役員報酬について、さらには真ん中辺にありますように顧問の報酬について、その下にあります資産売却について、さらには東電との比較といったことも「公聴会」及び「国民の声」で多く寄せられたご意見でございます。

こうしたご意見を踏まえ、さらには本委員会での審議を踏まえまして22ページ、経営効率化の項目につきます検討の結果の案でございます。

2つ目のポツでございます。

今ご紹介しましたように、他の論点にも増しまして、関西電力の徹底的な経営効率化の取り組みを求める意見が多数寄せられたということを確認した上で、前回の料金改定時の査定方針で求めた原価計算期間を通じた効率化については、おおむね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があって、原価を超える支出が見られると。こうしたことを受けまして、最後のポツが査定方針案の肝でございます。

最後のポツの2つ目の文でございます。コスト削減において、依然として一部未達となっていること、役員報酬の削減や保有資産の売却等を求める意見が多いこと等も踏まえつつ、需要家の料金負担を軽減する具体的な方策を明らかにし、それを確実に実施することを求めるという案にさせていただいております。

以上が経営効率化でございます。

続きまして、23ページ目以降、費目で申し上げますと燃料費でございます。

燃料費につきましては、24ページが申請の概要になってございます。数字で申し上げますと、24ページの四角の中の3番にありますように、火力燃料費についてプラス1,579億円、原子力関係の核燃料費についてはマイナス159億円となっていると。これが関西電力さんの申請の概要でご

ざいます。

この申請につきまして、25ページでございます。供給約款の審査要領を載せていますが、北海道電力の審査の際に本委員会にて整理をいただいた方針に基づきまして、審査要領を改正し、燃料費全体としましては電変の審査の中におきましても、数量及び単価の双方について査定を行うということが出発点でございます。

その下の「公聴会」及び「国民の声」の主な意見でございますが、燃料費の改善について関西電力は非常におくれているといったような意見がございました。

さらには、この燃料費につきましては次の26ページにおきまして、2つ目、3つ目のポツにありますように、原油価格が半値に暴落していますと。常識的に考えて燃料費の高騰が今回の料金値上げの根拠になっているとは思えませんといったような燃料費が下がっているこの局面における審査のあり方といったようなことが大きな関心事項として寄せられてございます。

さらには、最後のポツにございますように、燃料の共同仕入れみたいなことを行いながら安く仕入れると、こういった努力が必要ではないかと、こういったご意見もいただいているといったところを踏まえまして、まず2-1としまして27ページ目以降、供給力想定・メリットオーダーの確認でございます。題名からは燃料費っぽくないんですが、費目としては燃料費として出てくる部分でございます。

供給力想定・メリットオーダー、こちらは大変長い時間をかけてご議論いただきました。まず1つ目が29ページ目、揚水発電でございます。先ほど委員長からもご指示のありました残された論点の1つでございます。ここにつきましては、前回から今回、今日までの間に個別に委員各位にご意見を伺いまして、ここについては、ほぼ全員の方がこの案を推していただいているということでこちらでまとめさせていただいております。検討の結果、下の箱でございます。

揚水発電がふえている分、このふえている分については、3年平均からの増分について他社から購入すると考えて、その費用の差を減額すべきであると。じゃ、どことの費用の差を減額すべきかということで、ここが一番の積み残された論点でございましたが、まず時期に応じて単価は変動すると。すなわち、1年平均で延べ単でとるべきではないと。さらに織り込まれている時間帯は需給が逼迫する日中であるという、1日平均でとるべきではない。こういったことから、他社から購入する価格としては、各月の昼間の卸電力取引所取引の約定価格を参照することが適当であると。

それに加えまして、相応の電力量の調達を求めることとなることから、同水準での調達が困難であると。こういうことから、当該価格に一定水準の上乗せを行った価格、こちらを減額すべき対象の比較の参照価格とすべきである。こちらを本日、事務局案として提示をさせていただきた

いと思います。

続きまして、石炭火力でございます。

こちらについても長い時間のご審議をいただき、積み残されていた論点でございます。石炭火力につきましては、30ページにありますように石炭火力発電の量が減少していると、こういうことでございます。こちらにつきましては、委員長からのご指示も受けまして、案1、ゼロ査定。案2、もとの案。もとの案というのは、前回提示をした3年平均まで戻す案。さらには案3、その中間案ということで、さらに関西電力さんからご提出いただきました詳細資料をもとに委員各位にご意見を伺い、その結果がこの事務局案となっております。

ポイントとしては、1つ目のポツにありますように、定期検査の定期点検の繰り延べについてはやむを得ないところも認められる。他方で経営判断の余地がある。すなわち、その全てが無条件に事業者には帰責できないものであるとは認められないと。

補修日程につきましては、2つ目のポツの最後の行ですが、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むべきであると。すなわち、案2を委員の先生方にはご支持いただいているということでございます。

ただ、一番最後にポツで書かせていただいておりますが、なお、現に定期点検等を実施するに当たりましては、安定供給・安全の確保に万全が尽くされることは当然のことであって、関西電力においては、それを大前提としつつ、作業工程の効率化など、もう一段の努力が求められるということで、委員会でご議論いただきました実態に応じたところと料金の考え方といったところの考え方を整理させていただいているところでございます。

続きまして32ページでございます。

水力発電でございます。水力発電につきましては、水力発電の自流式のうち、計画外停止の増加があると。すなわち、安い水力発電の計画外停止によって、その部分が減っている、こういうことでございます。これについて、検討の結果でございますが、原発の再稼動のおくれと直接の因果関係は認められないため、この部分の増加は認めない、これを査定方針案とさせていただいてございます。

(4) 新エネルギーでございます。下のページでございます。

ここは前回積み残しになった部分でございますが、概要としては、風力発電については、申込事業者事由による計画の中止がある。さらには、廃棄物発電については、売電主体の入札の結果に伴う契約の切りかえ、これによってそれぞれの量が減っていると。こちらが申請の概要でございます。これにつきましては、委員の先生方に意見を伺った結果でございますが、こちらは原発の再稼動のおくれと直接の因果関係は認められないということから、両方の電力量の減少は認め

ないと、こういった査定方針案にさせていただいてございます。

続きまして、34ページ目以降でございます。火力燃料費の単価と銘打った項目とさせていただいております。

こちらにつきましては、先ほど「公聴会」及び「国民の声」の際にもご紹介をさせていただきましたが、委員会の前半戦におきまして、特に油価下落局面であることを踏まえて、燃調制度、いわゆる燃料費調整制度と燃料費単価査定のあり方について多くの時間を割いてご議論いただいた論点でございます。

35ページ、まず申請の概要ですが、すなわち、前回認可単価を基本としたものになっていると。これをどのように考えるかということでございます。

36ページが検討の結果、査定方針案の部分でございます。

まず、昨今原油価格が大幅に下落している点に留意をしまして、まず燃調制度を通じまして、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることをまず確認したと。

その上で、2つ目のポツでありますけれども、燃料調達価格については、そういった市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えたもう一段のコスト削減努力を求めるべきであると。具体的には、市況がこうして大きく変化する中においては、特に新たな効率化努力の可能性が生じているということも考慮しつつ、各種燃料の追加調達価格につきまして、いわゆるトップランナー価格を原価織り込みとすべきであるということで、このトップランナー価格の選定に当たっては、申請会社、関西電力さん以外の一般電気事業者のものから行うことは適当だということに加え、前提条件が明らかに異なる価格を選定することによって燃料費調整制度を通じた還元と重複がないよう留意をするべきであるという、こういった一文を追加させていただいてございます。

もし、本日この方針をご支持いただけましたら、電気事業法106条に基づきます報告徴収を本日付でかけさせていただくという予定にしております。

さらに中長期の取り組みとしまして、原価計算期間内にとどまらず、将来的な燃料費削減につながるような戦略的な取り組みを行っていくこと、こういったことも必要だというご議論、ご審議もございましたので、こちらに明記してございます。

続きまして37ページ、核燃料費でございます。

こちらにつきましては、38ページにありますように159億円の減少になってございまして、法令等に基づいて適切に計上されているかどうかということがポイントになりますが、そのようなことが確認をされたということでございまして、39ページでございます。

続きまして、購入・販売電力料、40ページ目以降でございます。

購入・販売電力料につきましては、41ページ目が購入・販売電力料の概要でございます。審議の途中でもご紹介を申し上げましたけれども、申請の概要は、下の表にありますように「購入電力料」の一番真ん中辺——真ん中辺というか、「差引」の欄の「料金計」の「購入電力料」の「合計」の部分、これが2,154億円。これが購入・電力料の増分になってございます。

販売電力料、料金上は販売ですのでマイナスのほうに働きますが、その合計で202億円と。

こういうことで、この費目についてどのように考えるのかということでありまして、関西電力さんの申請原価3,240億のうち最も多くの比率を占める原価でございます。この購入・販売電力料について、たくさんのご審議をいただいております。

42ページに「公聴会」及び「国民の声」の主な意見を載せさせていただいておりますけれども、他社からの電力購入単価は余りに高いとか、さらには3つ目のポツですけれども、他の電力会社からの購入・販売電力料の算定に当たっても、原油価格の大幅下落を踏まえて検討するよう求めます。こういった意見をいただいております。

こうしたことを踏まえまして43ページ目、まずメリットオーダー及び価格低減努力の確認ということで、44ページ目に検討の結果を述べさせていただいております。

まず1つ目のポツであります。まずメリットオーダーを前提に、それぞれ電力量が算定されているかについて確認をしました。

一方で、2つ目のポツであります。他社購入電力の一部におきまして、他の銘柄よりも相対的に安価であって、近年の実績電力量が恒常的に計画電力量を上回っているものがあることを確認したと。こちらについては、至近の実績を踏まえて計画電力量を再算定して、足らざる部分について減額すべきであるということをごちらに述べさせていただいております。

45ページ目以降、卸電力取引所取引でございます。

こちらが前回積み残しとなった4つの論点のうちの最後の論点になります。

次のページ、46ページが検討の結果の案になってございます。

今回の申請につきましては、まず平成25年10月から平成26年9月の約定価格とマッチングさせた場合のいわゆるシミュレーションに基づいて行われていると。しかしながら、ご議論いただいたように、卸電力取引所取引につきましては、燃料費調整制度の対象になっていないということで、これをどのように反映させるのかということでございます。

昨年後半以降の原油価格の大幅な下落という構造的な変化を的確に料金原価に反映することが適当であると。この部分までは、前回のご議論でまず方向性を出していただいていた部分だと思っております。

積み残しとなっておりましたのは、それでは、ではどの実績を、どの期間の実績をとるのかということが積み残しの論点となっておりました。委員各位に個別に回らせていただきまして、1カ月案、3カ月案、6カ月案、1年案ということで再確認をさせていただきました。

結論としましては、3カ月か6カ月に集約をされ、3カ月案を推される委員もいらっしゃる中ではありますが、原油価格の下落という構造的変化を反映するという適正な理由づけがつかないという条件つきであることも含めると6カ月案を推される委員の方が大宗でございました。

したがって、本案におきましては、「その際」というところで4つ目のポツでございます。下落率の算定に用いる「直近」の実績の期間につきましては、まず3カ月案を推される理由、まさに燃料費の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでのタイムラグ、こういったものを勘案すると3カ月ということが考えられるけれども、原油価格の下落という構造的な変化が明確にあらわれ始めたのが昨年秋ごろでございます。その秋ごろからであるといったことを踏まえて6カ月とすることとすると、こういった案にさせていただきます。

数量については申請段階から変動しないと、こういう前提で本案をまとめさせていただきます。

続きまして、47ページ目以降、他社短期調達でございます。48ページがそちらのまとめになってございます。

こちらについては、もう一定の方向性を出していただいている論点だと考えてございますが、改めてこの他社短期調達につきましては、まず燃料費調整制度の対象になっていると。したがって、燃料費調整制度の対象にはなっているんですけども、燃料費の部分と同様、もう一段のコスト削減努力を求めると、こういったことでございます。

では、どのようなコスト削減努力かということで3つ目のポツがポイントでございます。他社短期調達の電力量の増加分につきましては、前回認可時の単価にさらなる効率化努力、それを連系線制約を考慮した上で、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力、こちらを求めて原価から減額すべきと、こういった案にさせていただきます。

これにつきましては、燃料費のところと同様ですが、他の電力会社の調達実績を踏まえる必要がございますので、報告徴収を行うべきであるとお認めいただければ、先ほどと同様、本日付で報告徴収をかけたいと考えてございます。

以上が購入・販売電力料の主な論点でございます。

以降、54ページに公租公課（事業税）がございまして、こちらについては、まさに算定規則及び地方税法に基づいて計算されているかということが論点でございます、そのように計算されていることを確認したということでございます。

57ページ目以降、使用済燃料再処理等発電費と特定放射性廃棄物処分費でございます。

58ページ、59ページ、60ページに書かせていただいておりますけれども、こちらについても法令等に基づいて算定されているか、こういった確認を行うというところが論点でございます、60ページにありますように、そのように計算されていると、算定されていることを確認したと、こういった内容になってございます。

61ページ目以降、費用の配賦・レートメイクでございます。

費用の配賦・レートメイクにつきましても、63ページにありますように、さまざまな「公聴会」及び「国民の声」のご意見をいただいております。こちらにつきましては、64ページ目以降で検討の結果でございます。ポイントは65ページからでございます。(2)のところ、まず今回の申請においては、料金改定の要因が可変費のみであることから、電力量料金を一律に値上げするということは妥当であるということでございます。

(3) 3段階料金につきましては、一律して上乗せされていることとされてはいますが、趣旨を損なうところまでではないということでございます。

次のページ、66ページ目でございます。

選択約款、別途届け出られることとなりますが、今回の値上げの前提としまして選択約款の部分が前提になってございます。その前提を確認すると、選択約款につきましても値上げ幅、供給約款の値上げ幅と同一に設定することを前提とされておまして、供給約款料金に負担にしわが寄っていないということとなっているため妥当であると、そういう案にしてございます。

さらに(5)、こちらも多くのご議論いただきましたが、需要家への対応についてということで、需要家の理解が得られるよう丁寧な説明及び対応に万全を期していくことが必要であると。さらに、値上げの影響緩和の対策としまして、季時別電灯PSなど活用できるメニューの周知、説明への取り組みを充実させていくべきだ、こういった査定方針案にさせていただいております。

最後の二項目でございます。67ページ目以降、7番、値下げの条件でございます。

値下げの条件につきましては、69ページ目以降でございますが、北海道電力の審査の際に時間をかけて審議をいただき、整理をしていただいた枠組みを今回も踏襲をさせていただいております。非常に重要な論点ですが、ポイントだけ申し上げます。

基本的な考え方のところの2つ目の最後にありますように、まず値上げ認可時に、電事法100条に基づき、料金値下げを実施するよう条件を付すべきだという、こういう入り口でございます、では、どのような条件かと。

(2)でございます。

まず、再稼働時期と値下げ実施時期との関係で言えば、①原価算定期間内に想定よりも早く再稼働した場合につきましては、1つ目のポツにありますように、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきと。それについては、2つ目のポツにありますように、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきであると。こういった原則を確認させていただいております。

次のページでございます。70ページでございます。

原価計算期間内に想定よりもおくれて再稼働する場合については、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行うべきである。

③原価算定期間終了後に再稼働する場合については、原則として1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。さらに、今回大飯発電所につきましては、再稼働することを今回の申請においては織り込んでおられませんが、大飯原発、大飯原子力発電所が再稼働した場合にも同じく1、2、3の考え方で値下げを行うべきである。

さらに71ページでございます。値下げの率でございます。

値下げの率につきましては、再稼働の時期や原価算定期間との関係、これらによって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難だと。したがって、具体的な値下げ率そのものについては条件とはせず、本小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきだと。

なお、中長期的に考えれば、関西電力においては、少なくとも——すみません、ちょっと誤植があります。「一昨年」でございます。一昨年、平成25年改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。こういった値下げ率についての言及でございます。

そして、(4)本委員会におけるフォローアップということで、値下げの時期を問わず、本委員会におけるフォローアップが必要であるという、こういうこととさせていただいております。

最後、72ページ、73ページでございます。美浜1号、2号、さらには日本原電の敦賀1号の廃炉に伴う取り扱いでございます。

73ページでございます。3月17日に美浜1・2号機、さらには日本原電の敦賀1号機の廃炉の意思決定がなされたことを踏まえまして、それぞれについて費用の減少が見込まれることを確認したと。関西電力からは、これらの費用について電気料金負担の軽減に活用するとの説明がなされました。関西電力においては、その額及び算定の根拠を明らかにした上で、費用の減少分についてはその全額を電気料金の負担軽減に活用することを求めるという方針案にさせていただいております。

さらに、次回の料金改定、これは洗いがえを前提にしておりますけれども、に際しては、廃炉に伴う費用の減少分が原価に織り込まれていないことを厳格に確認すべきであるということで、

以上、今回の審議を通じてご議論いただきまとめている方向に従いまして、事務局案として策定をさせていただきました査定方針案でございます。

なお、別紙といたしまして、その後に「国民の声」で寄せられた主な意見に対する見解（案）というのをつけさせていただきます。こちらにつきましては、本委員会の冒頭、1月21日の回でご確認させていただいたように、まず本委員会のミッションとしまして「国民の声」で寄せられた意見に対して見解を付した上で経産大臣に意見をを行うということとさせていただきます。

「国民の声」につきましては、先ほど申し上げたように3月24日の第23回の委員会におきまして全文をご報告させていただいたところでございますが、このそれぞれの意見に対して、今回の査定方針案の今ご説明をした事務局案のベースに回答案という形で作成をさせていただきます。

この対象費目となることについては、委員会の見解として述べさせていただいておりますけれども、エネルギー政策についてとか、そういった国の政策についてのご意見もいただいている部分もございまして、そちらについては政府の見解を記載する形で整理をさせていただきます。

あわせて参考資料としまして、消費者庁チェックポイントへの回答（案）も配付をさせていただいております。

長くなりましたが、以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションに入るんですが、その前に先ほどありました廃炉の関係ですが、これにつきまして資料4に基づいて関電さんからご説明をいただけますでしょうか。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

資料4にございます美浜の1・2号、原電敦賀1号の廃炉に関しましての還元につきまして、ご説明いたします。

美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴いまして、見込まれる費用の減少額については、お客様の電気料金のご負担の軽減を図るべく活用してまいりたいと考えております。

具体的な費用減少額は現在精査中でございますが、そこに記載のとおり96億円程度であり、現行料金に含まれている当該プラントに関する費用から、廃炉後もプラントを安全に維持するために必要な費用を差し引いた金額としております。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これから先は自由討議といたしましょう。別にどの論点からとは申しませんので、どうぞご自由にご発言をいただきたいと存じます。

どなたからでもどうぞ。

○辰巳委員

誰も何も言わない。

○安念委員長

余り意見があると、さばくのは難しいんだけど、なけりゃないで何だか落ちつきが悪いな。河野さん何かありませんか。この前帰っちゃったでしょう。帰っちゃったんじや……、そもそもいなかったんだ。何かありますか。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

何か言わないとだめですか。

○安念委員長

ええ。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

そうですか。

1つ、今日査定方針案出ましたよね。率直なところを申し上げますと、電変制度というのは、審査する項目が少ない。だから、総括原価方式でも私たち一般の消費者にわかる部分というのは少ない中で、なおのこと電変制度というのはわかりにくい審査方法だというか、簡易であるがゆえに見落としがちの部分というのがあるのかなというふうに思っておりました。そこで今回の査定案を見せていただき、それから委員の先生方の本当に細部に対してのご意見を伺っていると、私たちの電気料金を払う側の気持ちを代弁してくださって、制度のわかりにくいところをよく突いて、細かい部分まで査定していただいているなというのが全体に対する感想でございます。

どこか文句を言えということかもしれませんが、そういった意味で言うと、概要、査定案に関しましては、私自身は本当によく見てくださっているのかなというのが感想でございます。

○安念委員長

想定外のお褒めを頂戴してしまいました。

飯田さん、どうぞ。資料も出してくれたし。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

私の資料6に書いたとおりなんですけど、前回の関西電力から出していただいた考え方の初めの

部分がございますが、その初めの部分に4点あったんですが、そのうちの真ん中の2点を抜き書きしたのがこの資料6の四角で囲いました、アとイというふうにより便宜上つけた箇所をそのまま抜粋をしたものです。前はちょっと考えが至らなかったんですが、よくこれを読んでみて、ちょっと釈然としない思いが残りましたので私なりに考えを整理したものがこの資料6ということになります。

1 ページ目は、四角で囲いましたアとイの部分を再度繰り返して、こういうことですねということを書いたにすぎませんが、問題は次の2ページ目のところです。

このアとイの文章を読んだときに、こういう解釈になるのだが、私の解釈が間違っていれば、それはそれでご指摘をいただいて教えていただきたいというのが1点目を書いてあるわけです。文章の中で「仮に、上記のような合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなります」と言って、「この効率化がこの評価において、査定項目について費目別の達成が求められていることとも矛盾します」という、この「矛盾します」というところがどうもちゃんと理解できなかったわけです。

私は、関西電力の見解を以下のように解釈をしたわけです。

1 点目がこれまでの小委員会の議論で、査定項目について費目別に効率化額が達成している、していないという形で強調されて、合理性を欠く査定が行われた場合には当該費目の効率化を進めることは事業者にとっては無理であるということで、その際に事業者がとり得る道というのは、査定項目にかかるコストを他の費用でもって賄うということになると。それは、当該の費目の効率化額が未達成になるものの、他の費目でもって超過達成するというところでトータルとして査定内容を満たすという、こういうことになるんだと思うんです。その「しかし」以下ですが、この措置によって、費目ごとの査定内容を満たすという小委員会の査定方針をクリアすることにはならないということで、効率化の評価において肯定的な評価にならない。したがって、合理性を欠く査定が行われた場合には矛盾を起こすという、こういう考え方になるのかなと。

その上で、2) のところですが、関西電力のいう矛盾しない場合というのは、合理性を欠く査定が行われないということと、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得なくなるが起きない場合という、この2つの状況を満たすということになるのかなと考えて、小委員会において合理性を欠く査定が行われなかった場合に、関西電力がとり得る行動というのは次の4つの行動が考えられるということになります。

1 つはアですが、「小委員会としては合理性のある査定が」——ごめんなさい。「査定を行ったもの」です。「が」と書いていましたが「を」です。関西電力がその査定方針に沿って事業を進めることが納得できず、査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄うケースと

いう、こういうケースが考えられます。

2つ目は、同様に合理性のある査定が行われたものの、関西電力の経営陣の判断だけでは実施できない。例えばですけれども、従業員給与です。これは労働組合との交渉があり得ますので、経営陣だけで決めるというわけにはいかないという場合を想定していますけれども、判断だけでは実施できなくて、査定項目にかかるコストを他の費用で賄うという、こういうケース。

3番目が小委員会として合理性のある査定が行われたんですが、関西電力がその査定方針に沿って事業を進めることを納得したケース。

それから、4番目がエですけれども、関西電力の申請内容が小委員会でそのまま認められて、いわゆる査定額としてはゼロとなって申請内容に沿って事業を行うケース。

こういうことが考えられるということになるんですけれども、もとに戻って、1)の考え方に基づいて関西電力の見解を理解しようとする、結局のところ、②のところに書いてありますけれども、関西電力の納得した申請原価の計画を了とする以外に、小委員会の選択肢はないということになるのではないかと考えてしまうわけです。私の考え方、理解の仕方が間違っていれば、教示願いたいというのが2点目です。

3枚目に行っていただいて③ですが、ちょっと変わった観点になります。

「査定がなされれば、事業者はその内容を具体的な業務計画に反映をし、その達成に向けて、全社一丸となって取り組んでいくこと」となるというふうに前回見解を述べられました。一方で、2年前の査定の際にかかった役員報酬の額については、3カ年平均では達成されていないということになっています。

現時点においても、その3カ年平均で達成するという意思にはなっていないということになるわけですけれども、関西電力の役員というのは事業計画全般について達成に責任を負っている、そういう立場にあるわけですけれども、この役員報酬のことについて、「その達成に向け、全社一丸となって取り組む」ことにならないのはなぜなのかということが疑問として生ずるということになります。一丸となって取り組んでも達成できない要因がほかにあるのかということが疑問として残ります。

最後、4点目ですけれども、関西電力の見解に沿って考えますと、「合理性を欠く査定が行われた場合、事業者は査定項目にかかるコストを他の費用の効率化によって賄わざるを得ない」という事案に相当するので、役員報酬は2年前の査定に従わず、3カ年の査定額と実績との差額を他の費用の効率化によって賄うとしたのでしょうかという、こういう関西電力としての考え方の確認ということになるんですが、そうだとすると、2年前の役員報酬に係る査定というのは、「合理性を欠く査定」だったということになりはしないのかという、こういうことです。とする

ならば、では「合理性を欠く査定」の根拠は何なのかということに考えが及んでしまうということになるわけですが、関西電力の見解を伺いたいというのが私の趣旨であります。

○安念委員長

ありがとうございました。

今の段階で何かリ spons していただくことはありますか。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

前回委員会で当社からお示しました内容については、これから査定の方針を具体的に議論いただくに当たって、事業者として、ご留意・勘案していただきたいという観点から、そういう事項を改めてお願いしたと思っております。そこも踏まえて今回査定方針案が出されましたので、我々としては特に方針案に書いてある、いろいろな考え方をよく理解し、確かに現時点では達成の目途も立っていないものもございますけれども、やはり査定の方針の考え方をよく理解いたしまして、事業者として最大限その中身を謙虚に受けとめまして、今後実現に向けて最大限努力してまいりたいと思っておりますし、査定額について達成できるように頑張っ てまいります。現時点では見込みが立っているとは申しませんが、今後とも工夫の余地はまだあると思いますので取り組んでいきたいと考えております。

それから、未達額のお話ですけれども、これまでからご説明していますように、25年度、26年度については、当然査定の考え方というのは我々非常に重要な要素と考えておりましたけれども、達成できない項目については経営全般で吸収するという考え方でやってきたことは事実ですが、未達額は出ております。

今回は27年度の計画におきましては、基本的に前回の費目別の査定の考え方に沿って、そこま で効率化をするということでお示ししております、過年度の未達額につきましては27年度の効率化額の深掘りを行って、その内数ということで達成してまいりたいと申しておりますので、引き続き全社を挙げた効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

○安念委員長

ありがとうございました。

いかがですか。総論だし、この前の関電さんが示された総論は、これは僕の考えですよ。全く個人の考えだが、まあ、おまえたちも人間なら少しはれんびんの情があるだろうと、こういうことだったんじゃないかと思うので、飯田さんの問題意識は、僕は僕でそれよくわかります。何かちよいと大学で習った論理学の教科書を思い出させるようなところもあるんだが、なるほど、そういう問題意識がおありになるということは重要なことだから、この点は当然のことながら資料もご発言も記録に残るわけだし、私どもも、それから関電さんにおいても、このような問題提起

があったということは十分に認識させていただきます。どうもありがとうございました。

飯田さんの紙は鋭くてすごいなと思って、僕はいつも感心している。本当にどうもありがとうございました。

では、松村先生いいですか。ではお願いします。

○松村委員

今飯田オブザーバーがおっしゃった点に関しては、私も言いたいことがあるのですが、この点は後ほど発言するとして、まず報告書の内容に限定して発言させていただきます。

論点になった箇所に関してです。原油価格の急落に伴いというところ、6カ月をとるのか3カ月をとるのか意見が割れたという点に関してです。先ほどの事務局の説明だと大半の委員が6カ月支持したというのは、驚きです。私は委員会の席でもずっと言っていて、3カ月が正しいと今でも思っています。このグラフを見れば、確かに原油価格が6カ月のところで少し下がっているのはわかるのですが、普通の人々がグラフを見て、ここで大きな構造変化があったと見えるのでしょうか。それからLNG価格については原油価格連動の契約が多いとは言え、私が再三指摘した点、原油価格が変動して実際に輸入価格が下がるまで期ずれの問題があるということを、委員はちゃんと認識しているのでしょうか。私は6カ月は理屈が立たないとまでは言わないのですが、どう考えたって自然だとは思わない。これを多くの委員が支持したというのは驚き以外の何物でもない。

しかし、それでも、この点を最後まで抵抗するのはやめようと思っています。今日は「諦めました」と言って帰ろうと思っていた。それは他の所、例えば石炭に関しては、これも意見が分かれたところでは、私は査定しないというのも、つまり関電の言い分を認めるというのも1つの選択肢だと考えていました。梶川委員のご提案、3年平均で査定すると言う案に多くの委員が支持してこれが採用された。ということは、意図的に、あり得る選択肢の中で常に料金が上がる方向ばかりを選択したのではなく、一つ一つ真摯に偏りなく判断したという証拠なのかもしれない。少なくとも一方方向に偏った形で選択されたのではない。

石炭のほうにも若干思いはある。今回関電が出してきた補修日程も、これは現場の方が英雄的な努力をしてくださった結果としてようやく達成できるような、相当厳しい水準。ずっと火力発電所は高稼働が続いていて、現場の方は疲弊しているのではないかと思うのですが、それでも安定供給のために最大限努力して下さって、致命的な計画外停止が起きないように巡回等を強化して下さった結果として、舞鶴の1号を3月までもたせるという状況になっている。その中で、更に追加でもっと補修日数を減らすように努力せよということではなく、あくまで料金上のことだということは言われているわけですが、そうとられかねない査定をするのは若干心の痛みがあ

る。しかし、一方原油価格下落に関しては相当に甘い査定をしているので、あわせて見れば妥当かもしれない。パッケージとして見れば、妥当と言えるかもしれない。それぞれの箇所では査定不足では、という不満はあるけれども、他の箇所ではひょっとしたら若干厳し過ぎるかもしれないというところもあり、全体としては決して偏っておらず、きちんと査定したと言えるのではないか思ったので、今日は反対しないでこれで結構ですと言って帰ろうと思っていました。

あくまでつまみ食いをしないように。ここのところは明らかに不当だったじゃないか。だから、値上げを不当に抑え過ぎたというようなことを、一つだけ取り出してもしこの後言われることがあったとすると、そのときにはもう色をなして、この部分は明らかに甘いということ逆を騒ぎたくなる。パッケージとして妥当な報告書になったと思います。言うまでもなく、パッケージというのは、委員の間で意見が最後まで大きく割れた箇所に限定した話です。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

では、辰巳さんはいかがですか。辰巳委員。

○辰巳委員

まず火力燃料費の単価の件。もちろん、この案で私は賛成でして、トップランナーということで、これから報告徴収をかけてくださるということで、それはぜひよろしくお願ひしたいということが1つ。

それから、あと購入・販売電力料の他社からの短期調達、これも同じように、よそ様はどういう価格で買っているのかということもぜひお調べいただいた上でよろしくお願ひします。この方針で結構です。

全項目が私の思いと一致したというわけではありませんけれども、何度かここでみんなで話し合う過程で私なりに了解できたと、とりあえず今は思っていますと。

案としてもまとまりましたので、これ以上現時点での査定というのは難しいかなというふうに判断していますと。

ただ、心の端っこでは、一消費者としての気持ちや公聴会でいただいた大勢の生のお客様の声などというようなものがまだ十分に何となく反映できていないかなというふうな思いも残っているんです。特に人件費の効率化のお話ですけれども、飯田さんから先ほどもまたあったというふうに思うんですけれども、何度もここでも話し合いましたけれども、結果的には私もまだ納得できていない状況なんです。きっと関電さんの経営陣は、そういうここでの私たちの思いだったり、あるいは生の声だったりというものがちゃんと正しく届くというふうに思って大きく期待し

ておりますので、よろしくお願ひしたいなということです。

私が思うお客様、つまり消費者というのは、いつの世も常に無理を言うものなんです。そうなので、例えば電気であったらば、安全で急に中断することなく、しかも値段も安く、しかも環境にも配慮して持続可能なエネルギーでというふうに、そういう電気であってほしいとみんな思っているというふうに思いますよね。

でも、提供者の側にすれば、おまえら何もわかったらんと。そんなの全て条件のめるわけないよというふうに、すぐ言下に切り捨てられるというのが今の現状だというふうに私は思っております、ではそれでいいのかということなんですけれども、私、要するに消費者問題ということはずっと考えてきておまして、そんな中で思うのは、日本の事業者というのは過去からずっとそういう消費者の無理難題のようなものにも丁寧に声を聞きながら、きちんと改善点を少しずつでも探して、少しでも消費者に喜んで買ってもらおうという、そういうさまざまな努力を過去ずっとしてこられているというふうに思っているんです。結局、それができないと生き残れなかったという、そういう社会でもあったかというふうに思うんです、日本の中では。

それが今の日本の企業の世界的な評価につながっているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、残念ながら、電力会社さんは規制の中で守られてきたというふうな気が私にはするんです。そういう末端の小口のお客様の声をどこまで丁寧に聞こうとされてきたのか、まだまだ私にはちょっと疑問が残っていますねということをおっしゃったんです。

エネルギー問題というのは非常に専門的な話も多くて、なかなか消費者にはわからなく難しいところもあるんですけれども、消費者は何もわかったらんという格好で切り捨てられるというのがちょっと困ったなというふうに思っておまして、今後電力会社さんが1日でもそういう姿勢から早く脱却して下さって、一緒によいエネルギー社会を築けていけたらいいなというふうに思っています。

そのための足がかりになる今日の査定案かなというふうに思っておりますもので、先ほど岩根副社長のほうからもきちんとここの査定に至った過程の文章もちゃんと読んで、検討しますとおっしゃって下さっていますので、きちんと心して関電さんも読んでいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

規制に守られているというのは、それは事実であって、辰巳委員だけが感じておられることではないですよ、それは。

○辰巳委員

はい。

○安念委員長

まさに事実そのものです。

永田先生、いかがですか。

○永田委員

私からは、実は前回の委員会で熱を出してしまして発言をしなくて、申し訳ありませんでした。今松村先生からご指摘のポイントのうち、特に今回の卸電力取引所との取引についての約定価格を3カ月、6カ月、何を適用するかということで、私は6カ月でも至当ではないかと考えました。これは正しいかどうかはわかりませんが、私なりに考えたところは、もともと卸電力取引所取引については燃調制度の対象になっていないと。査定後の燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されないという構造的な欠陥がありますと。したがって、ここをどう解決するかというところで、たしか前々回の4月10日、第24回の関電さんのご提案の資料の中に、いわゆる対応案(1)、(2)があったわけです。これは要するに燃調をここにも導入すべきではないかという対応策でした。

○安念委員長

前回の資料ですよ。

○永田委員

前回ですね。すみません、訂正します。前回です。

それは、料金原価に直近の時価を反映するという目的には燃調は適っている制度だと思います。だから、これを導入すれば、3カ月、6カ月とか、そういう議論をある程度回避できる効果もあったのであろうと。しかしながら、そもそもそこに今さら燃調という制度を取り込むとは現実的には政策的なのか、実務的に対応が限界があるということなのか、それはとり得ないということでした。

ではそういう前提でどうするかと。私は、前々から申し上げているのは、燃調というのは、ある意味では適正な原価に洗い替えていくという仕組みであるということです。洗い替えるというのは、直近の時価、価格にもともと取得した簿価というんですか、それを時価に洗い替えて、またそれを循環的、総平均的に単価を直近の単価にならしていく仕組みです。その結果、消費者に還元したりとか、消費者に負担をお願いするという制度なわけです。

したがって、その代替的な、その機能をどう補完するかと考えたときに、1つは松村先生も含めておっしゃっている、要は3カ月のタイムラグがあるんだから、燃調のタイムラグが。その直

近のタイムラグできちんと反映されていない直近の3カ月を適用すべきじゃないかというのも1つの考え方だと思います。

一方で、さはさりながら、結局は燃調という制度を導入し得ない以上は、常に3カ月のタイムラグをどう反映するかと考えた場合に、一番いいのは松村先生がおっしゃっている一番直近の価格を反映させるというのが1つの考え方ではないかと私は捉えたんです。それ正しいかどうかはちょっとわかりませんが。

もう一つ、6カ月というのを考えたのは、基本的には、洗い替えではないけれども、ある程度変化のトレンドを平均的にならし、それを構造的な変化なのか、環境変化のトレンドをなのかの評価は分かれますが、6カ月をトレンドを表現すると見なし、それも1つトレンドとして適用するという意味で言うと妥当であるかもしれないと思いました。6カ月という適用も1つ考え方としてあり得るのではないかと考えたということにして、正直言って3カ月という考え方も合理性があると思っていますので私自身、大いに悩んだところでございますけれども、決め手があるというわけではないというのが正直なところです。

○安念委員長

本当に悩ましいところだったですね。

山内先生、どうぞ。

○山内委員

前回の資料の55というスライドを今見ているんですけども、皆さんすぐ出るかどうかわからないけれども。

さっき松村さんが言っていたみたいに、これを見ると、どこで構造変化が起こっているのかというのなかなか……

○安念委員長

55ですか。

○山内委員

55というスライドです。卸電力取引所取引の活用についてという。

それで、これを見ると、明らかに直近の3カ月というのはがくと下がっていて、さっきおっしゃったような形で、ここは明らかなんです。その半年前がどうだったかという、これは微妙なんですけれども。

ちょっと余計なことを言う。計量経済学でチャウ・テストというのがあって、構造モデルを推定したうえで、チャウ・テストって、パラメーターが構造変化起こしているかどうかというテストあるんですけども、多分そんなこともやらないとよくわからないなというふうに思いますけ

れども。

1つの考え方は、6カ月前でトレンドは変わっているというのはあるかもわからないです。それで、私この話は3カ月というのも非常に論理性があって1つの選択肢だとも思うんですけども、6カ月というのももう一つ論理性があって、前回から議論になっているように、変化のトレンドみたいなものがどこまで安定的かという話で、それを考えると、下方に転じたところからとるという考え方もあって、そうすると、だから比較的長い時期をとることによって、変化が起こった後の安定性みたいな、そういうことをとれるのかなという感じもします。

なので、3カ月という考え方にも非常に論理的な根拠ありますけれども、6カ月というのもあるんじゃないかなというふうに思っています。で、6カ月もよいのかなと思っています。

それがこの点についてのコメントで、全体についてのコメントですけども、いろいろ査定の方法というか、正しい費用の捉え方とっていいのかわからないけれども、とにかく我々は真の費用というのはわからなくて、それをどういうふうに捉えようかというふうな立場にいると思うんです。そのために真の費用があって、それに向けて査定という言葉をしていると。

大きく分けると、その方法は2つのものが非常に主流で、1つはヤードスティックってよく言いますけれども、他の事業者さんとか同じ境遇の事業者さんとの比較の問題で、比較のやり方も幾つもあるって、ここでの言葉で「トップランナー」という言葉をよく使っていますけれども、英語的に言うと「フロントランナー」だと思っただけでもトップランナーというのがあって、それともう一つ平均というのがあるんです。とにかくそういう比較査定。昔、比較査定なんていう言葉を使った時期もありましたけれども、そのやり方があるんです。

ただ、今回特徴的だなと思ったのは、市場参照型という言葉をちょっと思いついたんですけども、要するにマーケット取引でどうなったらどうだという、そういうことを参照にして、そこからそれによって真の費用というか、ということだと。

経済学でよく供給曲線というのは限界費用曲線なんだけれども、そういう形のその費用をあらわしているという形があるので、マーケットで出てきたやつがあるための費用じゃないかというのは正しい捉え方で、それが随所に使われているわけです。

これは1つはシステム改革やっていて、これからマーケット・オリエンテッドの事業運営になっていくと思うので、それを考えると、さっき言った真の費用というときに、前回もちょっと言葉使いましたけれども、機会費用みたいなものとして捉える。それをマーケットで捉えるという1つのやり方だなというふうに思っています。

今のお話も、ですから取引所の取引の活用ということで、まさにそれをやっているわけで、そのときに問題になってくるのは、では市場参照型で費用を探るときに論理整合性というか、一貫

性というか、それを考えなきゃいけないなというふうに思っていて、それは前回ベータ値の議論もありましたけれども、それも同じことだと思うんで、そういう我々真の費用を探るときに基本姿勢みたいなものをもう一回考えて、それで、ここで1回、時間があるときにはないと思うんで、とりあえずこれ終わって、その後でその辺のことを少し振り返ってみる必要があるのかなというふうに思いました。それが1つです。

もう一つは、こういうやり方をするというのは、まずさっき言いましたようにシステム改革になって、マーケット・オリエンテッドの事業運営になっていくということが前提なんです、要するに、それがちゃんと動かなきゃ意味がないわけですよ。それは逆に我々の議論じゃないんですけど、これからシステム改革をやって、いろいろな現実的な側面があるんだけど、理念型というよりも現実はどう動くのかということ動かさなきゃいけないのと、それをうまく我々として吸収をして、仮にもしも将来同じようなことがあったら、その辺の感覚という、マーケットの動きをここに反映してくれなきゃいけないというふうに思っていて、そんなことが今回の査定の中で私としては非常に気になったといいますか、考えていかなきゃいけない問題だなというふうに思った次第です。

全体の査定方針については、この形でよろしいと思いますので、それを最後に述べたい。

以上でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。どうぞ、南さん。

○南委員

まず結論としては、全体の査定方針に異存はありません。

個々の論点につきましては、今議論になっている3カ月、6カ月については、私は、恐らく松村先生や山内先生がおっしゃっているほど理解をして判断をしていないというのが正直なところだと思いますが、しかしながら、山内先生が今おっしゃられたベータ値のときの期間の議論、それからトレンドは一応6カ月前から始まっているのではないかと、ベータ値のときに期間はなるべく長く見ましようという議論もあったということなどなどを考えて、それほど、両先生ほど深い思慮に基づいてはいないけれども6カ月という判断をしたというのが私の結論です。

もう一つ、石炭のところにつきましては、前回の議論で私が発言した中身は、計画見せてもらって、合理的であれば、それを尊重してもいいんじゃないかという発言だったと思うんですが、拝見しましたが、残念ながら、これも私の能力不足により、その計画が合理的なのかどうか、目いっぱいなのかどうかという判断ができませんでした。

したがいまして、これは非常にずるいんですが、安念委員長に一任するという結論を出しまして、安念委員長に合理性についてご検討いただきたいということでご一任したというのが私の判断です。

○安念委員長

南先生にわからないもの、僕にわかるわけじゃないじゃないですか。でも、一任はしていただいたと認識しております。

○南委員

結論がこのようになったことについては、何ら異論はありません。

それと、新エネのところで太陽光だけ入れて、ほかを削るのはどうなのですかという議論があった。これにつきまして、私は個人的には若干違和感というか、おっしゃるとおりのところも感じているところはあるんですけども、それをどの単位で見るか、新エネという単位で見るのか、個々のブレークダウンしたアイテムで見るのかという議論にすぎないので、そこで多くの方々の結論が、言ったんだから太陽光はちゃんと取り入れ、そうでないものは査定するという内容になった点については、これも両方誤りではないという前提で多数の意見に従うと。そういうことにいたしました。

したがいまして、冒頭申し上げましたように、結論的にこの査定案について異存はございません。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

では、それこそ松村先生の言い得て妙なお言葉じゃないが、みんなそれぞれ個別には不満があるんですけども、パッケージとして、この前絞り切れなかった論点である揚水発電、石炭火力、それから新エネ・再エネ、取引所取引、この4論点も含めて、原案のとおり——原案のとおりだと、大体我々の意見を集約していただいた。大宗かどうかはともかくとしても、意見を集約していただいて原案になったわけですが、この原案を私どもの査定案とするということによろしくございましょうか。

ありがとうございました。いつものことでございますが、てにをは等のごく技術的な修正につきましては私にお任せをいただきまして、その後公表という運びにさせていただきたいと存じます。よろしく願いをいたします。

それでは、資料3ということですね。これも「案」が取れて私どもの案にすると。ただし、先

ほども申しましたように、てにをはについてはお任せをいただくということにいたしたいと存じます。

委員各位にはご多忙のところ、6回にも及ぶはずはなかったただけでも、及んで大変精力的なご議論をいただきました。本当にありがとうございます。また、河野さん、飯田さん、市川さん、この場にはいらっしやいせんが、青山さん、それから消費者庁の岡田課長におかれましてもオブザーバーとして積極的に議論に加わっていただいて、本当にありがとうございました。

また委員会において、管内の自治体の代表としてご意見をいただきました井戸兵庫県知事、関西広域連合の長も兼ねていらっしやいますが、井戸知事、それから中小・小規模事業者の代表としてご意見をいただきました西村大阪商工会議所副会頭にも御礼を申し上げます。

また、公聴会の意見陳述により、皆様には本当に貴重なご意見を賜りました。この場をかりまして心から御礼を申し上げます。

関西電力の電気料金値上げ認可申請に対する審査において、当委員会としてはこれをもって一定の役割を果たしたことになりますが、委員各位には、必要に応じ、引き続き本件についてご相談する場合がございますので、その点についてはどうぞよろしく願いいたします。

恒例でございますが、オブザーバー、委員各位から一言ずつ感想なりを賜りたいと存じます。

では、岡田課長から。

○岡田消費者調査課長（消費者庁）

私の消費者庁はまだ仕事が残っておりまして、これからまだ経産省さんと消費者庁の協議が残っております。引き続きさせていただきます。よろしく願いいたします。

○安念委員長

そうです。これからが大変だ。どうもご苦労さまです。

河野さん。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

先ほどは査定案に理解があるということで、はい、そういうお話をさせていただいたんですが、査定方針に関しましては、私は委員の皆様の判断を尊重したいというふうに思っているところで

す。ただ、先ほど辰巳委員が言われていたことと同様な私が消費者として思っていることをちょっとお伝えしたいと思っています。

関西電力さんは、当然のことながら、長きにわたって電力供給を責任を持って担っていらっしやった。その経験と自負というのは私自身も認めるところでございます。ただ、さすがに時代の流れや環境の変化というところに余りにも配慮がないのではないかと。特に利用者である個々の、

大口ではない一人一人の利用者の暮らしや思いにどれだけ寄り添ってくださっているのか。最初の値上げ申請、それから今回の再値上げ、どちらもオブザーバーとして参加させていただきましただけでも、私は関西電力さんの対応に誠といいたいでしょうか、事業者としての誠意があったかという、それはこのやりとりの中では感じることはできませんでした。

もちろん、ここはしっかりと根拠をもとに査定をする場所ですから、そのことに関しては私自身も十分納得しております。ただ、今後電力システム改革が進められると、さまざまな事業者、通信も含めて入ってきます。過去の成功体験でこれまでどおりの形で事業を進めていって、みんながついてくるかと言ったら、そのあたりは厳しいものがあると思います。

今私たちはスマートメーターが入っていませんから、電力会社を選べません。でも、もうしばらくしたら、どんな形で電力システム改革が実現するかわかりませんが、間違いなく私たち一人一人の消費者も電力の選択に関して意思表示をすることができます。そのことをしっかりと今回関西電力さんにはわかっていたいただきたいというふうに思っています。

そのことは、本日の査定案の前段のところで電変制度の査定の中には、つまり数字には出てきませんが、経営効率化のところ、やはり私自身、それから多くの消費者は納得できない部分があります。その部分に対して最後の最後答えを出してくださるのかなと期待しておりましたけれども、先ほど飯田オブザーバーもおっしゃっておいりましたとおり、関西電力さんは私たちが納得できる答えをくさいませんでした。

でも、今後私たちはしっかり見ていきます。私は関東に住んでいますが、今後関西電力さんは、千葉県に火力発電所をつくるということですので、私は関西電力を選べる時代が来ますが、そのとき私たちが何をを選ぶかということを考えていただきたいと思います。もうすぐその時代が来ますので、電力料金の値上げ審査を2回もされ、3回目は当然ないと私は思っておりますけれども、その中でどういうふうな事業の形、経営の判断ということを考えられるのか、今後しっかりと見させていただければというふうに思っています。

本当に審査、どうもお疲れさまでございました。

○飯田事務局長（全大阪消費者団体連絡会）

2点あるんですが、1点は、振り返ってみて、電変制度が電気料金を決める際の制度としてふさわしいのかというのは改めて思います。そもそも総括原価に戻って議論をするというのが正しいのではないのかというふうに感じざるを得ない。いろいろな矛盾、前提条件等の矛盾があって、前提条件が直近のいろいろな諸費用に置きかわれば、上がったたり下がったり両方の圧力があるわけですが、それを考えたとしても、総括原価のもともとの考え方に戻らざるを得ないという矛盾をはらんでいるものだなということを改めて感じた点が1つ。これが1点です。

もう一点は、率直な疑問も含めていろいろな疑問、質問を提出させていただきました。全てにわたって関西電力さんから回答があったとも僕は感じていない面もあります。その点については、また地元で関西電力さんの考え方も伺いたいし、あるいは説明を受ける機会も得たいと考えております。

とりわけ、手続を経て査定が下った場合、今年度の計画がどんな計画になるのかということの全体像を示していただく必要があるのかなとずっと感じております。そういう点については、関西のほうに帰って、またやりとりができればと感じているところです。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

○市川産業政策第二部副部長（日本商工会議所）

電力の消費者には、一般の消費者としての立場と、あともう一つ産業界としての消費者の立場というのがあるんじゃないかと思っており、それぞれの捉え方が少し違うのではないかと考えています。電気料金の再値上げは、地域の中小企業に与える影響が大きいと危惧しておりますので、私ども商工会議所の立場から一言つけ加えさせていただけたらと思います。

産業界の電力コストは、全体としては震災前に比べて3割上昇しているところに加えて、今般FITの賦課金がさらに上昇することになりました。中小企業の電力コストの負担は、既に許容の限界を超えておまして、これ以上のコストの上昇は受け入れられない状況にまで深刻化しているところでございます。

今回の関西電力さんの電気料金値上げを含めまして、こうした傾向が続きますと、中小企業の賃上げであるとか、雇用の創出、新規の設備投資はもちろんのことですけれども、足元の事業の存続さえ難しくなって、地域経済に甚大な影響を及ぼすということが懸念されております。

先般、1月21日の第20回委員会において、大阪商工会議所の西村副会頭から意見を述べさせていただきましたけれども、大阪が会員企業を対象に行った実態調査によりますと、電気料金の上昇分を自分の会社の製品であるとかサービスに転嫁できるかについて、9割以上の事業者が「ほとんど転嫁できない」と回答があったほかにも、「1割強の企業が関西での事業活動を縮小または抑制する」と。また、「3割弱の企業が関西電力さん以外からの電力購入を検討する」という声がありました。

繰り返しになりますが、西村副会頭からは、「再値上げは中小企業にとって死活問題であり、景気の腰折れを招きかねない深刻な事態である。先の見えない値上げの繰り返しは、関西経済へのアキレス腱になると危惧している」と、そのときに説明させていただいた次第でございます。

また、日商が本年1月に公表した全国調査に基づいてシミュレーションを行いましたところ、従業員が50名弱の鋳物工場の年間電力使用量を約240万kWhと仮定をして、FITの賦課金の上昇を含めて、さらなる電気料金の上昇幅をプラス3円と仮定いたしますと、電力コストの増加分は平成23年度比で48.9%、金額に直すと1,700万円強増加すると。また、単価をプラス4円と仮定いたしますと55.7%、平均で年間2,000万円強増加するという試算結果を出しております。

日商では、電力コストの上昇に一刻も早く歯止めをかけることが何よりも重要であると考えておりまして、そのためには「FITの早期抜本的見直し」と、「安全が確認されました原子力発電所の順次速やかな運転再開」が必要だと、政府に対しまして強く要請しているところでございます。

関西電力さんにおかれましても、安全が確認された原子力発電所の早期運転再開に引き続きご尽力をいただいて、運転再開後におかれましては、速やかに電気料金の引き下げがなされるようお願いしたいと存じます。

以上でございます。

○安全委員長

ありがとうございました。

それでは、秋池委員からどうぞ。順次お願いいたします。

○秋池委員

今回の査定もいつも同様に悩んだり、考えたりすることの多いものでした。最終的にはこのような形になりまして、このことには異論ありません。

今後についてですけれども、山内先生からもお話ありましたが、どのような理屈で査定をするかということについては、落ちついたところで考えてみるというのはあると思っています。

それから、査定上つくれた理屈と経営の実態が乖離するところは、当然理屈でつくっておりますので出てまいります。例えば、それこそ石炭火力の修繕日数を今年度計画から減らすというのは、工事日程も既にあり、発注計画もあつたりすると難しいと思いますが、それをほかの努力で吸収するのか。あるいは石炭火力の修繕そのものを見直していくのかというようなところは経営の裁量の余地があるところです。この例のように、理屈でやってしまうと無理かもしれないなというものもありますし、一方、丁寧にご覧になると、減らせる余地があるものもあるかもしれません。今後この委員会のような場があるかどうかというのは別にしましても、将来事後評価をするときに、査定対象について、本当にこれは削減余地がありそうだから査定したというもの、現実との乖離はあるかもしれないが、理屈で査定したものとを、私たちが記憶にとどめておかなければいけないと考えます。

あとは原価算定期間にかかわらず、中長期に成果の出る、さまざまな効率化ですとか燃料費の削減ですとか、そういったことには企業としてお取り組みいただいて、将来の競争力につながると思いますところでは。

以上です。

○安念委員長

では、梶川さん。

○梶川委員

今回電変に基づく査定を2度目でさせていただいて、1度でそれなりに理解したつもりだったんですがございますけれども、やはり非常に難しい制度だったというのが素直な実感でございます。

そもそも総括原価主義というのは、ある意味では能率的な経営を前提とされて、将来の一定期間に予定されるコストを基本に査定価格で回収する。こういう独占的企業ですので売り上げが決まってくるという損益構造です。

その部分のお話に対して、今回こういう原子力の問題があって、本当に事業者に帰責できない社会経済的な状況の変化という、その部分だけを取り出して電源構成の変化というのを取り出して、本来は一定の期間内のある予定原価であるにもかかわらず途中で切って、そこから先だけをもう一度見直すという、このたてつけ自身が非常に期間内に行われる経営行動の結果というものをどこに誰が負担し持っていくかというところの根本の難しさを感じるところがございまして、どちらかという、私はそれは非常に制限された狭い範囲の電源構成の変化ということに頭の中では整理をして話を申し上げてきたということなんですけれども、実際にそのこと自身、実際には今変化してきて、むしろ原価が下がる方向の話は、燃料費の単価も含めて現実の数字を入れたりもしておりますので、その辺が従来の一定期間、当初認可原価との関係をどのように整合させていくかということが非常に難しい話ではあったなと思えました。

石炭のときにもちょっと申し上げたんですけれども、結局、その予定価格と実績の差というものが誰に最終的に還元されていくかという部分の論理的整合性が少しとりづらいものですから、やや石炭に関してはこだわった物言いをしてしまって、事業者利潤になるものなのか、消費者に還元されるものなのかというポイントでお話をしてしまったということでございますけれども、その辺、要するに原価算定制度そのものの難しさだなという今回の案は感じるところでございます。

最後に、くれぐれも——もう一度申し上げておきますけれども、私石炭の補修に関しまして、皆様のご努力が何一つ問題があるというようなことではないし、さらに今後も最善の努力を、今まででもされていたと思いますし、これからは皆様の裁量における最善の行動が行われるであろう

ということは当然のことではございますが、ただ、今言った原価算定上のロジックの中で少しこだわりのある発言をさせていただいたというところがございますので、くれぐれも実態面のご無理にならないように、最後はエクスキューズみたいなものなんですけれども、決してそういうことを専門外の立場で語ったつもりは全くございませんので、その点だけはご了承いただければと思う次第でございます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、辰巳委員。

○辰巳委員

ありがとうございます。

査定方針案がようやくまとまりましたけれども、丁寧に委員の声を聞いて、そのための資料の準備など、ここに至るまでの事務局さんの作業などは毎々感服する次第でございます。ありがとうございます。

また、この面倒くさい消費者代表を上手に理解するように進めてくださいました安念委員長にも感謝いたします。ありがとうございました。

今日の方針案なんですけれども、当然なんですけれども、関電さんならば当然できるだろうという期待に基づいた合理性のある査定だったというふうに私は思っておりますので、そのように期待しております。

ただ、電変とはいえ、審査の前提として前回改定認可時の経営効率化を反映しているかどうかの確認ということを丁寧にいたしましたもので、その中からあぶり出されてきた未達成があるという問題点というのは特に目につく状況、私たちにとっては特に目につく状況になったというふうに思っています。

先ほど河野さんがおっしゃったのも多分そういう点だったというふうに思うんですけれども、それに対しての納得できる説明というのは、私は関電さんから結果的に受けたというふうに思っておりません。具体的には、例えばプラスアルファのアルファって何なのというふうにお聞きしたと思うんですけれども答えはなかったというふうに思っております。

これは、でもこういうことがその後の審査をする中で、私たち——まあ、私にとってなんですけれども、常にとげか喉に刺さったような、そういうふうな状況になってしまったというのは、これはもう本当に真実というか事実なんです。

恐らく関電さんにとっては、もっとスムーズに審議が運ぶというふうに思われたのかもしれませんが、これだけ時間がかかってしまった理由については、関電さんからお出しくださる

資料の準備の仕方などにも一因があるのじゃないかなというふうに考えています。

何となくですけれども、駆け引きといった言葉が適切かどうかわかりませんが、そういうふうなものがあったのかもしれないんですけれども、お客様にまずは値上げをお願いするわけだから、そのために真摯にその実情を理解してもらい、指摘を受けたところというか、ときには、それに対する対応をお客様目線で行うという進め方が関電さんにちょっと、関電さんの資料準備に足りなかったように思えて仕方がないというふうに思います。

さっきも言いましたけれども、これからのエネルギーインフラを築く大きな企業様なので、ぜひ関電さんには今回の査定方針案、特に皆様の「国民の声」のところ等を経営陣の方々に熟読していただきたいなというふうに思っております。

直近の料金値上げの話だけではなく、長期的によいエネルギー社会を築くんだという気概でぜひ頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

○永田委員

それでは、今回の料金審査におきましても、事業者の関電さん、事務局の皆様の資料と、それから委員の各位の方々のご意見から私自身も大変勉強させていただきました。まことにありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

いつものことですが、事後的にモニタリングをどうするのかという制度づくりのところは、永遠の議論ですが、この辺のところは継続的に制度設計、もしくは運営の仕組みをどう考えるかというのは宿題として残っていると認識しております。

それともう一つ、今回先ほどから話がある電変という制度は、本来は機動的に値上げを実施できる、そういった目的も1つあったと思います。しかしながら、色々な経済的な事情である——まあ、現下の事情であるとか、いろいろなこともあって、経営効率化の実態把握とかいろいろなことがあって、なかなか制度の趣旨どおりは運用というのは難しいなというのを改めて感じたところでございます。もう少し実務的なところで私今回悩んだところは、やはり経営効率化のところなんです。2回目の値上げの事業者に対して経営効率化というのは、どこのレベルまで要請できるのか。要請というか、議論できるのかというところです。例えば資産売却のところも当然できる部分とできない部分、それから表に出せる部分と出せない部分とが、その辺は濃淡とかご事情もあるので、そのあたりをこういう平場ではなかなか議論しにくいところがあるということと、それから単に資産を売却して換金化すれば、確かに将来値下げの財源、もしくは自己資本の

厚みを増すための財源にはなる一方で、現下の関電さんの財務的な状況を鑑みると、繰越欠損金等、将来の節税も含めたキャッシュアウトを防ぐための利益の財源となり得ます。そういう複合的な要素もあって、そのあたりをどう——料金審査というところは、当然審査項目というのと趣旨と査定要領というのは固まっていますし、その前提だけれども、その背後にあるところは無視すべきなのか、そこはある程度斟酌すべきなのかということが今回一番悩んだところでございました。

いずれにしても、本日市川様からお話があったとおり、中小事業者にとって非常に深刻な経営上の問題にもつながりかねない電力料金の値上げでございますので、ぜひとも経営効率化を一層努めていただいて値下げができるような環境に一日も早く近づいていただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

では、松村先生。

○松村委員

まず「今後のために整理すべき」という発言が幾つか出てきた。もっともだとは思いますが、自由化前に値上げ申請が出てくるのは変分改定であれ、本格改定であれ、これが最後ではないかと予想している。

自由化後も経過措置料金が残りますし、それから託送料金は依然として規制料金ですから、ある種の査定ルールは、今後も重要性がなくなるわけではない。しかし大きく状況が変わるので、引き継ぐべきところ、整備すべきところをまず整理するという観点になると思います。

更に言うと、経過措置料金に関しては、この後システム改革がうまくいき、競争市場ができ、経過措置料金がなくても十分安心であると消費者みながるほどに競争的な市場になって欲しい。だから、私たちが経過措置料金のことについて詰めた議論するよりも前に必要性がなくなって欲しいとは思っています。ただ、それはあくまで希望なので、必ずそうなるから準備しなくてもいいというわけにはいかない。したがって、ご指摘のとおり準備はしなければいけない。しかしそのような準備が不要あるいは無駄になることを、心の底から願っております。

それから、飯田オブザーバーが今日最初におっしゃったことに関してです。お怒りは実にごもっともだと思いますが、私は若干考え方が違います。それは関電が言っている言葉を自分たちが話しているのと同じ言葉であることを前提として、その結果として、もしそうだとすればこういう結論になるはずだと言っておられたのかなと思いました。私の理解では、関電の言う全社全力取り組むが経営判断上とり得ない、極めて困難、できませんというのが私たちが使っている日本

語と全然違うということだろうと思います。

その点について言えば、では関電ができないということは、ここでは査定してはいけないのかという点に関しては、関電はそう思っている。関電はそう思っているけれども、私たちはそう思っていない。関電ができないと言っていることは本当にできないのか、そう言っているだけなのかというのは、私たちは判断して査定するということだし、それを承知の上で関電は言ったことだろうと思います。

こんなに長引いてしまったというか、混乱してしまった唯一の原因でもなく最大の原因でもないと思いますが、最初のところで、ひょっとして私が余計なことを言ったせいなのかもしれない。役員報酬のことに顧問のことを、いつものようにまた同じように言ってしまった。

私の予想としては、最初の回で3年間で査定通りになるようにすると伝えてもらえると予想していた。顧問のものはもう払っちゃったものについては、未達になるのは必然的ですが、今後については可及的速やかになくすと伝えてもらえると予想していた。だから、未達はなくしますと、そう一言言っていただいて、もうそういう議論から完全に解放されて別のところに集中して議論できるのかと思ったら、そういう回答が出なかった。その結果として公聴会を含めて不満が充満した。これは関電の経営判断の結果としてこうなったということは理解していただきたい。

それから、前回出てきた資料も、これは私たちはずっと生涯とっておくべき資料だと思います。関西電力というのはこういうことを言う電力会社なのだ。したがって、経営報酬というのも役所の幹部並みにするなどというのは経営判断上絶対にできないことであり、不可能なことであり、極めて困難なことだということ、そういう判断をしている会社であり、したがって、不可能だとか、できないだとか、極めて難しいだとかというのは、そういう程度の意味しかないのだということを知国民に知らせてくれたというのは意味があること。関西電力の人が今後ほかの文脈で、例えばシステム改革の文脈などで「できない」などという発言を安直にしたとしても、それはできないというのは役員報酬を査定額に合わせるができないのと同じぐらいできないのですよねと解釈する権利は、我々に当然あると思います。あのような資料を出したことの責任をきちんと感じていただいて、そのように多くの人を受け取るということを前提として、よほど説得力のある形で「できない」と言われないと、もう関西電力の言うことは基本的に信用しないということになったとしても、それは基本的には自業自得というか、身から出た錆だと私は思っています。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

南さん。

○南委員

まず事務局の方々、本当にお疲れさまでございます。関西電力の方もお疲れさまでございました。

思った点は、今回は燃調。燃調と電変制度との関係、それから料金査定との関係、余り整理されていなかったんじゃないかなということが、関電さんのご主張との関係でいろいろ問題になった回だったなというのが、率直なところですよ。

それと絡んでなんですけれども、油価が下がっている局面において何で、電気料金値上げ申請なの、という率直なというか、漠たる疑問が消費者から出て、公聴会でも割とそれでぼこぼこにされていましてけれども、つまるところ、結局燃調についてのご理解、啓蒙というんですか、消費者への啓蒙とか、一般市民に啓蒙が足りないんじゃないかというふうに思っています。ご理解が足りていないかなというふうに思っているんで、その辺はもしかしたらエネ庁さんなのかもしれないですけども、燃調制度について、うちの家族も多分誰1人わかっていないと思います。なので、その辺も含めて料金や料金メニューのご説明が足りないということとあわせて、関西電力さんもそのような努力を居丈高ではなく普通にご説明されるのが非常に重要なのかなというふうに思いました。電変との関係ももちろん非常に難しい問題がありましたので、思うところがありました。

それが本件、今回の電変に基づく値上げ申請に伴って一番考えた点でございます。

あとは感想ですけども、いろいろな方がおっしゃられていましたが、一応事業再生というか、企業再生の現場に携わっている一人間としては、「顧問」と名前がつく方を切りにいくのがいかに難しいかとかということについては理解しているつもりです。

今回、例の高浜の仮処分の話も出て、また難局に立ち入ってしまっている。しかしながら、こんな査定をされてという被害者意識がもしかしたらあるかもしれないんですけども、市川さんがおっしゃったとおり、私も今いろいろな会社の事業計画みたいなものを見ていますけれども、今年度は関電さん管内のみならず、コストが電気料金の値上げによってどーんと上がっているんです。それを大前提としてどこまで聖域なき改革をするかというのが大論点になっています。

なので、何も関電さんだけが難局に立ち向かっているわけではなく、中小企業はもとより、大企業と呼ばれているところも含めて、このコスト増にどう立ち向かっていくかということにチャレンジしていますので、ぜひそういう意識で頑張って、安定供給とともにこの査定内容を実現し、かつ原電の部分の還元も含めて頑張っていってほしいなというのが私の感想です。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

○山内委員

さっきの発言にかなり感想が入っていたので何を言っているかわからないんですけども、もう一つつけ加えて感じたのは、前回の査定のときの効率化の未達の話があって、随分今話題の中心になったんですけども、それを聞いていて、ちょっとフェーズが違うんで同じようには言えないんですけども、この料金の議論をするときに最初に申し上げたことがあるんですけども、アメリカでよくパフォーマンス・ベースド・レート・メイキングというやり方を昔したことがある。それは事業者さんがこうこうこういうふうに今将来しますから、そうなった場合に、少なくとも半分ぐらいの利益の部分還元させてください。その残りの半分は、もちろん料金を低下させるに使用すると、こういうやり方——まあ、契約みたいなものです。同じようなやり方。これは理屈の上から出てきたんじゃないで、実務的に出てきたんですけども、日本だと昔ガス会社が報償契約というのをやっていた。報償契約というのは、今で言うとあれですよ。道路占用料みたいな発想から出てきているんですけども、その計算の仕方が同じようなことをやっていた。だから、かなり実務的にも受け入れられるやり方なんですけれども。

あえて言うと、要するにこうしてほしいというのはウイン・ウインの関係にならないとなかなかできないという。経済学の言葉で言うと、インセンティブ・コンパティブルと言う。誘因両立性と言いますが、簡単に言っちゃえば、それやると両方とも得するねという、そういうことなんですけれども。

恐らくこれから料金の査定があるのかどうか知らないけれども、料金とか何か事業を見ていくときにインセンティブ・コンパティブルな状況をつくるほうが賢いので、制度設計とか、あるいは規制のやり方とかという中に、そういうのをいかに盛り込んでいくかと、こういうことだと思います。

先ほどのヤードスティックだとか、それから市場の連動型というのもそうなんですけれども、そういうインセンティブ与えるシステムみたいなものを我々どういうふうにつくるかというのはとても重要です。

ただ、さらに言っちゃうと、インセンティブ・コンパティブルは経済学者が描くインセンティブ・コンパティブルの最高なものって競争市場なので、マーケットに移行すると、そういうもの不要になるという、こういう話。

だから、さっき松村先生言っていたみたいに、これからマーケットに移行するので要らなくなるかもしれないけれども、何らかの形で公的な関与だとか公的なレギュレーションがあるということであれば、そういうことについて考える必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

それでは、岩根副社長からお願いします。

○岩根代表取締役副社長（関西電力株式会社）

ありがとうございました。

安念委員長初め、委員の皆様方、オブザーバーの皆様方には1月以降、精力的にご議論いただくとともに、申請原価や効率化の取り組みについて様々な観点からのご意見を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日示されました査定方針案につきましては、石炭の補修日数など現時点で事業者の達成の目的が立たないものも含まれておりまして、現時点で非常に厳しい方針であると受けとめておりますけれども、しかしながら、先ほど申し上げましたように、ご指摘の趣旨をよく我々としても理解いたしまして、また本日の各委員の皆様のご意見も踏まえまして、その内容につきまして謙虚に受けとめまして、実現に向けて努力を行うとともに査定額を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、これまでご説明いたしました効率化の深掘りの成果につきましては、大きく毀損いたしました財務体質の回復のみならず、お客様の電気料金のご負担の軽減を図るべく活用してまいりたいと考えております。

具体的な還元額につきましては、収支状況や財務状況を総合的に勘案いたしますけれども、可能な限り、早期に公表してまいりたいと考えております。

なお、今回再稼動を織り込んでおります高浜発電所の3・4号機につきましては、先日、運転差止めを求める仮処分命令申立てが認められました。当社といたしましては、再稼動に向けたプロセスの影響を最小限にとどめるべく、早期に仮処分命令を取り消していただくために、今後も高浜発電所3・4号機の安全性の主張・立証に全力を尽くしていく所存でございます。安全が確認された原子力プラントについて、立地地域の皆様のご理解を賜りながら、一日も早い再稼動を実現いたしまして、電気料金の引き下げを行ってまいりたいと考えております。

また、電気料金の安定のためにも、国におかれましては安全が確認されました原子力発電所の再稼動につきまして、ぜひご尽力をいただきたいと考えております。

お客様に再度の値上げをお願いせざるを得ないのは大変断腸の思いでございます。心からおわびを申し上げますとともに、これまでの委員会や公聴会の場において頂戴した様々なご意見を真摯に受けとめ、お客様や社会の皆様のご理解、ご納得がより得られるよう、全社を挙げて徹底

した効率化の取り組みを行うとともに、わかりやすい説明と適切な情報公開に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後全面自由化に入りましてエネルギーの競争時代となってまいりますが、そうした中で関西電力が引き続き、また新たに選んでいただくためにも、今回お約束いたしました効率化をしっかりと定着させて将来の競争力の源泉にするとともに、お客様の声に耳を傾けまして、お客様とともにエネルギーを考え、ともに作っていくという観点も含めまして、お客様にベストなエネルギーを提供していくことができるよう、さらに努力してまいりたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○安念委員長

ありがとうございました。

毎回だんだん楽になっていくはずだと思いながら、ちっともそうならないで終わりましたが、何とか取りまとめに至ることができまして、ほっとしております。

先ほど松村先生からもご指摘があったように、本当に値上げの審査はもう今回で最後にしたいと強く念願しております。

私も今回、この委員会でいただいたご議論で印象深いことは幾つもありまして、行き悩む点が多かったんですが、とりわけ印象深かったのは、この前大阪で行いました公聴会でした。これは前にも申し上げたかもしれないが、それぞれ意見をおっしゃる方の勉強といいでしょうか、調べといいでしょうか、驚くべき知的水準の高さであって、そのことに驚いたというか、大したものだなと感心いたしましたのは、これは言うまでもないんですが、もう一つは、ご発言の方、大抵短期間に2回の値上げで怒り心頭に発するというふうにおっしゃるんだけど、そうおっしゃりながら、そこにはやはり関電という地域一番企業といいますか、地域随一の企業に対する何かしら愛情というのか、そういうものを感じて、なかなか麗しいなと思うところもございました。

特に役員や顧問に対する報酬については、これはまさに怒り心頭だったんですけども、何人もの方から、一般の従業員の給料は下げられるなというご指摘がございまして、これは何か本当に何というのか、優しいご配慮だと思います。私の給料を下げるなど言ってくれる人は教え子を含めて多分誰もいないだろうと思うんです。だから、いいな、うらやましいなとつくづく思いました。

つまり、おっしゃりたいことはこういうことだったんじゃないだろうか。確かに値上げは受け入れがたい。けしからぬということなんだが、関電という関西を代表する名門企業として、さすがは関電だという振る舞いをしてくれという、そういう叱咤というか激励というか、そういう

お気持ちからのご発言を多数いただいたのではないかなという気がいたしました。それは単なる私のやや浪花節、それこそ浪花節めいた感想でございますけれども、そういう感じはいたしました。

随分長い時間をかけて委員各位、オブザーバー各位に忙しい中をお時間を割いてご参加いただき、ご指摘いただいて、精力的にご議論をいただいて本当にありがとうございました。また、関電の岩根副社長を初め、関電の皆様にはいろいろふんまんやる方ないという思いでいらしたに違いないとは思いますが、本当にお疲れさまでございました。

また、山崎課長以下、事務局の職員にも御礼を申し上げます。本当にどうも皆さんありがとうございました。

3. 閉会

○安念委員長

それでは、最後に多田部長からお言葉を賜りたいと存じます。

○多田電力・ガス事業部長

今安念委員長のほうから、もう締め言葉はあったと思うので私からつけ加えることも特にございせんけれども、とにかく今年の初めから6回にわたりまして大変精力的にご支援をいただいたことに対して、まず御礼申し上げたいと思います。

また、先ほどから出ております公聴会にも委員長を初め、一部の先生方にもご参加いただきまして、まことにありがたく御礼申し上げたいと思います。

先ほど来随分出ておりますけれども、電変という制度の制約の中でどこまで何ができるのかという点について、前回の北海道電力の件に引き続きまして委員の先生方には一つ一つ悩むというか、もしかすると、場合によってはストレスを感じていただきながら議論に取り組んでいただいたというふうに思っております。

そうした中で、公聴会での議論、ご意見というものを踏まえて、いかに関西電力さんの申請について対応していただくべきか、本当に真剣に精力的に、そして恐らく消費者の方に成りかわってご審議を賜ったというふうに私自身強く感じているところでありまして、その点に対しても御礼を申し上げます。

先ほど来、今日のさまざまなご意見を聞いていて、やはり申請者である関西電力さんに対する声というのは非常に厳しいなというふうに私自身も感じております。今日の議論だけではないと思いますけれども、関西電力さんに対する、もちろん委員長からあった叱咤激励というか、そうした意味も込めて公共料金という世界についての消費者の方、そして今日々の経営に苦しんで

いらっしゃる中小企業の方々の思いというものが詰まった声だというふうに思います。

その中には、もちろん関西電力さんだけでの努力だけではなくて、私どもエネルギー行政としてきちんと対応していかなきゃいけない話もあろうかと思しますので、そのことについても私自身、この席に参加しておりまして強く受けとめたところでございます。

いずれにしても、さまざまな論点、このメンバーの中でもご意見が違って、分かれたようなものについても、最終的に本日成案というものを取りまとめていただきましてまことにありがとうございます。

卸電力取引所の件につきましても、さまざまなご意見の中で原油調達価格に原油価格を反映させていくというような新しいアイデアと申しますか、そういう手法をこの場でまたお作りいただいたというふうに思っておりまして、大変ありがたく思っております。

今後は、今日作っていただきました査定方針案をもとに、先ほどお話ありましたけれども、消費者庁との協議を経た上で政府としての査定方針というものに行きたいと思っております。正式には、その上で電気事業法に基づく大臣の認可と、こういった運びになろうかと思します。

大変厳しい経営状況であるということは、これは委員の先生方も皆さんご存じですし、消費者の方々も皆さんご存じだと思いますけれども、その上でもこれまでのこうした声というものが出たということを受けとめて、先ほど岩根副社長からお話ありましたけれども、効率化の深掘りというところを負担の軽減に活用していくと。それを速やかに公表していくというお話ありましたけれども、そこをまさに皆さん待ち望んでいらっしゃるんだと思いますので、しっかりご対応いただきたいなということをお願いしたいと思します。

いずれにしても、本当に委員長を初め、皆様方、本当にありがとうございました。

○安念委員長

それでは、以上で関西電力の電気料金値上げ申請に係る審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——